

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

### 規 則

○宮城県県税条例施行規則の一部を改正する規則

(税 務 課)

一

ページ

## 規 則

宮城県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十二号

宮城県県税条例施行規則の一部を改正する規則

宮城県県税条例施行規則(昭和二十九年宮城県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十項を附則第十三項とし、附則第六項から第九項までを三項ずつ繰り下げ、附則第五項中「附則第十六条第二項」を「附則第十六条第三項」に、「納税者が対象鳥獣捕獲員であること又は対象鳥獣捕獲員であったこと」を「特定捕獲等期間に許可捕獲等を行ったこと又は従事者証の交付を受けて特定捕獲等期間に許可捕獲等を行ったこと」に改め、同項を附則第八項とし、附則第四項の次に次の三項を加える。

5 県税事務所長は、条例附則第十一条の二の第二項に規定する申告書を受領したときは、審査の上処分を決定し、遅滞なく、徴収猶予処分通知書により納税者に通知しなければならない。

6 県税事務所長は、条例附則第十一条の二の第三項に規定する申請書に基づき不動産取得税の減額又は還付を決定したときは、不動産取得税減額(免除・還付)決定通知書により当該申請に係る不動産の取得者に通知しなければならない。

7 条例附則第十五条第三項に規定する添付書類は、納税者が対象鳥獣捕獲員であること又は従事者証の交付を受けた認定鳥獣捕獲等事業者の従事者であることの証明書とする。

別表様式第二十号の五の項の次に次のように加える。

別表様式第二十号の五の二 不動産取得税徴収猶予申告書 条例附則第十一条の二の二 規則附則第五項

別表様式第二十号の九の項中「規則第十二条の五」を「規則第十二条の五 規則附則第五項」に改める。

別表様式第六十六号の項中「その二」を「その二」に、「規則第三十二条の三」を「規則第三十二条の三」に改める。

別表様式第六十八号の項中「規則第三十二条の三」を「規則第三十二条の三」に改める。

別表様式第二十号の五の次に次の一様式を加える。

別表様式第二十号の五の次に次の一様式を加える。

様式第20号の5の2

不動産取得税徴収猶予申告書

住宅の所在地					
家屋番号	構造		床面積		m <sup>2</sup>
新築年月日	年月日	取得年月日	年月日	年月日	年月日
改修工事着手日	年月日	改修工事完了日	年月日	年月日	年月日
改修工事内容					
改修工事費用	円	売却予定価格	円		
個人に譲渡する日	年月日	個人が居住する日	年月日	年月日	年月日
宅地建物取引業者 免許証番号		課税番号		年度	
徴収猶予税額					円
徴収猶予期間	年	月	日から	年	月
備考	日まで				

宮城県県税条例附則第11条の2の2の規定によって不動産取得税の徴収猶予をされたく  
申告します。

年 月 日

住所

氏名

印

宮城県

所長 殿

(宅地建物取引業者による改修工事対象住宅用)

様式第六十六号(その二)の次に次の二様式を加える。

様式第66号 (その3)

不動産取得税減額 (還付) 申請書

年 月 日

宮城県

所長 殿

住所

氏名

印

宮城県県税条例附則第11条の2の3の規定によって不動産取得税を下記のとおり減額 (還付) されたく申請します。

住宅の所在地						
家 屋 番 号	構 造	取得年月日	修 工 事 日 改 完 了 年 月 日	床面積	㎡	
新 築 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
改 工 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
改 修 工 事 内 容						円
改 修 工 事 費 用	円	完 却 価 格				円
個 人 に 譲 渡 し た 日	年 月 日	個 人 が 居 住 し た 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
宅 地 建 物 取 引 業 者 免 許 証 番 号						
取 得 し た 住 宅 の 税 不 動 産 取 得 税	課 税 番 号	年 度	課 税 標 準 額	千 円		
	税 額	円	納 付 し た 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
還 付 金 の 口座 振 替 合 の 口座 番 号	(納税義務者名義に限る)		銀 行	支 店		
	普 通 預 金 ・ 当 座 預 金	口 座 番 号				

(宅 地 建 物 取 引 業 者 に よ る 改 修 工 事 対 象 住 宅 用)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から平成二十七年五月二十八日までにおける改正後の附則第七項の規定の適用については、同項中「対象鳥獣捕獲員であること又は従事者証の交付を受けた認定鳥獣捕獲等事業者の従事者であること」とあるのは、「対象鳥獣捕獲員であること」とする。